

平成28年度

## 海外留学助成金諸手続の手引

リサーチフェローシップ  
ポストドクトラルフェローシップ

公益財団法人 上原記念生命科学財団  
**The Uehara Memorial Foundation**

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-26-3  
TEL:03-3985-3500  
FAX:03-3982-5613  
E-mail:mail85@ueharazaidan.or.jp

## 目 次

1.	海外留学助成金の趣旨	1
2.	海外留学助成金の受領に関して	1
3.	助成金受領者の義務	1
	(ご参考) 助成金等交付規程抜粋	2
4.	提出書類について	3
5.	海外留学助成金英文証明書について	4
6.	提出書類の様式一覧	4
	(添付様式)	
	様式1 通知書(国内口座用)	
	様式2 通知書(海外口座用)	
	様式3 出立届	
	様式4 住居届	
	様式5 収支決算報告書	
	様式6 1 研修経過報告書	
	2 研修(研究)経過内容	
	様式7 帰国届	

## 1. 海外留学助成金の趣旨

当財団の海外留学助成金は、生命科学に関する分野の研究者で、海外における大学等研究機関において研究に専念することを希望する者に対し、必要な渡航費および滞在費を助成するものです。

限られた資金を有効に活用し幅広く助成したいと云う観点から、当財団の助成期間と同一期間中（海外留学中の方は原則2017年1月から1年間）に日本学術振興会、文科省の在外研究員制度やヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム等、国内外を問わず他の機関から大型の助成を受けられる場合は、当財団の助成はご辞退いただくようお願いいたします。

## 2. 海外留学助成金の受領に関して

### (1) 助成金の使途

渡航費および滞在費とする。

### (2) 助成金の交付時期

2017年1月～3月の間に贈呈する。

### (3) 助成期間

出立日<sup>注)</sup>から1年間とする。但し、2016年12月末までに立出されている方は、2017年1月からの1年間とする。

注) 2017年1月～12月までに立出すること。

## 3. 助成金受領者の義務

### (1) 報告書類の提出

2018年4月末日までに収支決算報告書と研修経過報告書の2点を提出する。

詳細は、P.3「4.提出書類について」を参照のこと。

### (2) 変更に関する届出

本助成金は、申請書にある留学先、研究テーマ等が助成対象としてふさわしいかどうかを審査して採用の選考を行っておりますので、やむを得ない事由であっても申請の主たる内容を変更する場合は、あらかじめ当財団に相談し、指示を受けてください。

## (ご参考) 助成金等交付規程抜粋

### 第4章 受給者の義務

#### (収支の報告等)

第13条 第6条に基づき決定した助成金の交付対象者(以下「受給者」という。)は、助成金の収支に関する書類を整理保管し、本財団の会計年度末日経過後、遅滞なく収支決算報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

#### (研究題目の変更又は研究等の中止)

第14条 受給者が助成金の交付の対象となっている研究題目若しくは研修題目に関し重要な変更をしようとするとき、又は研究若しくは研修を中止しようとするときは、その旨を理事長に報告し、その承認を得なければならない。

#### (研究等の報告)

第15条 受給者は、研究結果又は研修成果を理事長に報告しなければならない。

報告は書面のほか、理事長の判断により電磁的記録をもって行うことができる。

2. 本財団は、前項の報告書の全部又は一部につき、刊行物その他の適宜の方法をもって発表することができる。

#### (研究等の発表)

第16条 受給者が研究結果又は研修結果を発表する場合は、本財団から助成金の交付を受けて行ったものであることを明らかにしなければならない。

2. 受給者が研究結果又は研修成果を刊行物に掲載した場合は、その写しを添付して、理事長に報告しなければならない。

#### (その他の義務)

第17条 受給者は、その選出された意義を十分認識し、研究結果又は研修成果をあげるよう最大の努力を払わなければならない。

### 第5章 そ の 他

#### (取消し又は返還要求)

第18条 理事長は、受給者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、理事会の決議により、助成金の交付決定の取消し又は返還を求めることができる。褒賞金の受賞者が第2号又は第3号に該当した場合も同様とする。

- (1) 助成金の交付による研究又は研修を中止したい旨の申し出のあったとき。
- (2) この規程に違反のあったとき。
- (3) その他受給者若しくは褒賞受賞者としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情があるとき。

## 4. 提出書類について

※通知書(様式1、2)以外の書類は財団ホームページ「助成金受領者専用ページ」に掲載しております。

### 助成決定後の提出書類

#### (1) 通知書 (国内口座使用…様式1、海外口座使用…様式2)

助成金振込に係る通知書を当財団宛に郵送してください。通知書到着後、送金手配いたします。

■提出期限 2017年1月末日

#### (2) 出立届 (様式3)・住居届 (様式4)

■2017年1月以降出立の方は出立日が確定次第、「出立届」をご提出ください。

(注) 出立日が申請時と大幅(2か月以上)に変わる場合は、必ず財団へ連絡してください。

■既に留学中の方は「住居届」を通知書と一緒にご提出ください。

### 助成期間終了後の提出書類

#### (1) 収支決算報告書 (様式5)

##### ①提出期限

2018年4月末日(但し、2018年4月末時点で留学1年未満の方は留学1年経過時)

##### ②様式、作成方法

様式5収支決算報告書を使用し、項目に従って作成してください。

##### ③提出方法

当財団宛に郵送してください。

※提出時に留学中の方は、自署もしくは捺印の上、PDF化したファイルをメールにてお送りいただいても結構です。

#### (2) 研修経過報告書 (様式6-1)、研修(研究)経過内容 (様式6-2)

##### ①提出期限

2018年4月末日(但し、2018年4月末時点で留学1年未満の方は留学1年経過時)

##### ②様式、作成方法

様式6-1研修経過報告書、様式6-2研修(研究)経過内容を使用し、作成してください。

研修(研究)経過内容には、助成期間の研究内容およびその成果を記入してください。

※「上原記念生命科学財団研究報告集」(財団ホームページ参照)に留学中の研究成果の登載を希望される方は、原稿の作成方法等をご連絡しますのでお申し出ください。

##### ③提出方法

当財団宛に郵送してください。

※提出時に留学中の場合は、メールにてファイルをお送りいただいても結構です。

#### (3) 帰国届 (様式7)

留学を終え帰国されましたら郵送またはメールにてご提出ください。

## 5. 海外留学助成金英文証明書について

ビザ取得の為、または留学先等への提出の為に英文証明書が必要な場合は、財団ホームページの「助成金受領者専用ページ」の英文証明書作成依頼フォームに必要事項を入力の上、作成依頼をしてください。英文証明書の発行は原則 1部です。

## 6. 提出書類の様式一覧

※通知書(様式1、2)以外の書類は財団ホームページ「助成金受領者専用ページ」に掲載しておりますので、ダウンロードしたものをお使いいただいても結構です。

様式番号	書類名	提出時期	提出先
1	通知書(国内口座を使用の場合) 添付書類1 振込依頼書ご記入のお願い 添付書類2 記入サンプル	2017年1月末まで	財 団 事 務 局
2	通知書(海外口座を使用の場合)	2017年1月末まで	
3	出立届(2017年1月以降出立の方)	出立日が確定次第速やかに	
4	住居届(既に留学中の方)	「通知書」郵送時に同封	
5	収支決算報告書	2018年4月末まで ※但し、2018年4月末時点で留学 1年未満の方は留学1年経過時	
6	1 研修経過報告書 2 研修(研究)経過内容	2018年4月末まで ※但し、2018年4月末時点で留学 1年未満の方は留学1年経過時	
7	帰国届	帰国後速やかに	